

言渡	平成20年2月18日
交付	平成20年2月18日
裁判所書記官	

平成19年(ネ)第1171号 自衛隊イラク派遣差止等請求控訴事件 (原審・京都地方裁判所 平成17年(ワ)第691号 (甲事件), 同第1397号 (乙事件), 同第2992号 (丙事件), 平成18年(ワ)第840号 (丁事件))

口頭弁論終結日 平成19年11月6日

判 決

控訴人 岩 井 忠 熊

外280名 (別紙控訴人名簿のとおり)

訴訟代理人弁護士	出	口	治	男
同	小	笠	原	伸
同	井	関	佳	法
同	岩	佐	英	夫
同	伊	山	正	和
同	大	河	原	壽
同	岡	根	竜	介
同	大	槻	純	生
同	久	米	弘	子
同	黒	澤	誠	司
同	佐	野	就	平
同	藤	浦	龍	治
同	古	川	美	和

同 毛 利 崇
 訴訟復代理人弁護士 辻 公 雄

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人	国			
代表者法務大臣	鳩	山	邦	夫
指定代理人	後	藤	信	宏
同	三	橋	芳	江
同	根	木		進
同	平	川	和	三
同	今	野	了	彦
同	上	中	孝	文
同	山	田	弘	一
同	加	藤	真	二 郎
同	村	上		愛
同	吉	田	孝	弘
同	西	脇	匡	史
同	小	木	洋	人
同	谷	本	充	也
同	松	原	治	吉 郎
同	阿	部	慎	平

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。

- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年法律第137号。以下「イラク特措法」という。）及び同法第4条に基づいて定められた「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づいて自衛隊をイラク共和国並びにその周辺地域及び海域に派遣してはならない。
- (3) 被控訴人は、イラク特措法及び基本計画に基づいてイラク共和国並びにその周辺地域及び海域に派遣されている自衛隊を撤退させよ。
- (4) 被控訴人は、控訴人ら各自に対し、それぞれ1万円宛及びこれに対する甲事件控訴人らについては平成17年4月21日から、乙事件控訴人らについては同年6月21日から、丙事件控訴人らについては同年12月9日から及び丁事件控訴人らについては平成18年4月11日から、いずれも支払済みまで年5分の割合による各金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

(6) (4)につき仮執行宣言

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件の請求

本件は、控訴人ら281名（ただし、原審甲ないし丁事件の原告らは合計362名）が、被控訴人（国）に対し、国がイラク共和国に自衛隊を派遣して兵站行為を行い米英軍による戦争行為に荷担することにより、控訴人ら個人の生命権を内実とする平和を求める良心を現に侵害し、またはその内実たる生命権そのものを危険にさらしていると主張し、平和を求める良心の有する人格権的効力に基づく妨害排除請求として自衛隊の撤退を求め（第1の1(3)）、同じく妨害予防請求として将来の派遣禁止を求めるとともに（同(2)）、国家賠償法1条1項に基づき、現に平和を求める良心が侵害されたことによる慰謝料（控訴人1人につき1万円）とこれに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金の支払を求めた（同(4)）事案である。

2 請求原因の要旨（平和を求める良心の侵害）

「平和を求める良心」とは、生命権を内実とする戦争をしない国家への信頼であり、日本国憲法が生命権保障の具体的方法として恒久平和主義を選択したことに基づき、憲法前文、9条、13条、19条によって保障された具体的な権利である。